

コンプライアンス活動について

清心寮は、本年度からコンプライアンス活動を実施することといたしました。

コンプライアンスは、企業などの組織が、内外の法令などのルールを遵守することです。結果的に法令違反がないということだけではなく、法令を積極的に遵守していく活動を推進し仕組みを構築するなど、組織経営を改善することを意識した活動です。

コンプライアンス活動のきっかけは、2ページでご紹介した、休眠預金事業の助成金を活用する法人にコンプライアンス活動が義務付けられているためですが、公益増進法人である更生保護法人として、社会から信頼される公正な活動を推進していくために、この活動を前向きに捉え、意義のある活動にしていく所存です。

具体的には、コンプライアンス規程を制定し、法人内にコンプライアンス委員会を設置しました。委員会は常務理事のほか複数の外部有識者で構成され、①コンプライアンス施策の検討実施、②①の施策の実施状況のモニタリング、③コンプライアンス違反事件についての原因分析、④違反者に対する処分検討及び再発防止策の策定、⑤以上の公表、などを実施します。これに併せ、内部通報規程、リスク管理規程などコンプライアンスに資する規定の整備を行いました。

当法人が遵守すべき対象は、すべての法令や社会的ルールですが、特に、①更生保護法人として更生保護事業法等に基づく適正な経営に努めるとともに、所轄庁（法務省）の監督指導に誠実に対処する、②更生保護施設として、処遇基準に即した適正な処遇を行うとともに国の委託を正しく履行する、③労働法令を遵守するとともに、働き方改革など社会の動向を踏まえた雇用管理に努める、④寮生が法令違反をしないように指導し、二度と犯罪をしない生活を実現するため社会復帰に万全を期す、等の項目に重点を置いた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

去る10月21日に、第1回コンプライアンス委員会を開催し、外部委員として弁護士の尾崎康氏、社会福祉法人豊芯会の元理事長上野容子氏に委



上野容子 委員

嘱し、本格的に活動を開始しました。委員からは、「コンプライアンスの全体的枠組み構築されているので、重点的に取り組む活動について報告いただきたい」「処遇をしている中で



尾崎康 委員

法令違反が起こりそうな事例などリスクの高いケースを常に確認し対応ぶりを検討報告してほしい」などの意見があり、これらの意見を

反映して実のあるコンプライアンス活動を進めていきたいと考えております。

（参考）以下の資料は、コンプライアンス委員会に提出した資料です

清心寮のコンプライアンス活動について

1 目的

本法人に適用される法令等の遵守に関する事項を的確に管理・処理し公正かつ適正な運営に資する。

2 更生保護法人としてのコンプライアンス

本法人及び役職員は、我が国の法令全体を遵守するものとするが、

- 更生保護法人という公益性の非常に高い法人であること、そのために税制上の優遇措置を受けていること
- 国の委託事業を受託し、補助金、助成金、寄付等を受けていることから、事業実施や会計処理に公正適正な対応を強く求められていること
- 労働者を雇用していること
- 身寄りのない犯罪非行前歴のある人を保護し、再犯をしない善良な人として自立させるためには、彼らを公正に扱い、人権や人間らしい生活を保証し、自らが他の見本となるような処遇を実施することが不可欠であること

に留意し、適正かつ効果的なコンプライアンスに努めるものとする。

3 主要な遵守対象法令

(1) 法人経営に関するもの

ア 更生保護事業法（更生保護法人の認可基準、法人の運営管理、実施する更生保護事業の枠組み、国の指導監督等）及びその下位法令

イ 本法人の定款

ウ イの定款の細則のうち下記に示すもの

理事会規則、評議員会規則、事務局規程、経理規程、リスク管理規程、情報公開規程、理事職務権限規程、内部通報規程、役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規定、倫理規程

(2) 入所者に対する処遇、保護観察対象者に対する指導監督に関するもの

ア 更生保護法（再掲）、更生保護事業法（再掲）、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則その他関係法令

イ 入所者に対する入所中の生活に関する諸規則

ウ 保護司法

(3) 国の委託事業の受託（刑務所出所者等のうち保護を必要とする者に宿泊等を提供）に関するもの

- 更生保護法、更生保護委託費支弁基準及びその下位法令
- (4) 本法人の施設整備等に関する国及び公共団体からの補助金、助成金等に係るもの
更生保護事業費補助金交付規則などの関連法令
 - (5) 労務関係
 - ア 労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法、雇用保険法等
 - イ 本法人の就業規則、給与規定
 - (6) 税務関係
 - 法人税法、相続税法、地方税法、消費税法等
 - (注) 更生保護法人は「特定公益増進法人」として、種々の税制において優遇措置を受けている。

4 コンプライアンス活動組織

- (1) コンプライアンス委員会
 - コンプライアンス活動の立案、管理、評価、公表等
- (2) コンプライアンス担当理事
 - コンプライアンス委員会の委員長、○コンプライアンス活動の実施、○コンプライアンス状況について理事会に報告
- (3) コンプライアンス統括担当者
 - コンプライアンス活動の具体的実施及びコンプライアンス委員会への報告

5 コンプライアンス活動の骨組み

- (1) コンプライアンスを維持するためのルール、手続き、体制の構築。
- (2) 上記(1)の実効性を高めるための取組み(役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、情報公開など)
- (3) コンプライアンスの違反・事故が生じるおそれのある事項についての事故防止策の検討
- (4) コンプライアンス違反が生じた場合の迅速的確な対応(是正措置、原因究明、処分検討、再発防止策検討、必要に応じて公表や所轄庁への報告など)

6 当面のコンプライアンス活動の重点目標

- (1) 受託事業の誠実適正な履行
- (2) 昼夜を分かたず入所者の保護に尽力する職員に対する適正かつきめ細やかな労務管理
- (3) 入所者の人権に配慮し、再犯を惹起させない処遇の実施。入所者の権利及び財産の保護

更生保護法人及び更生保護施設のコンプライアンスに係る法令等

I 法人経営に係るもの

1 法人の構成者

(1) 理事

- ア 定員は5人以上（更生保護事業法）、定員は15人～20人（定款）
- イ 役員の中で、配偶者・3親等以内親族が3分の1を超えない（更生保護事業法）
- ウ 欠格事由：復権を得ていない破産者、禁固以上の刑終了後5年を経していない者等（更生保護事業法）
- エ 理事の任期は3年以内（更生保護事業法）、理事の任期は3年（定款）

(2) 監事

- ア 定員は2人以上（更生保護事業法）、定員は2人（定款）
- イ 役員の中で、配偶者・3親等以内親族が3分の1を超えない（更生保護事業法）、監事それぞれが親族等特殊な関係になってはならない（定款）
- ウ 欠格事由：復権を得ていない破産者、禁固以上の刑終了後5年を経っていない者等（更生保護事業法）
- エ 監事の任期は3年以内（更生保護事業法）、監事の任期は3年（定款）

(3) 評議員

- ア 評議員会を置くことができる（更生保護事業法）、評議員会を置く（定款）
- イ 評議員会は理事の定数を超える数の評議員をもって組織する（更生保護事業法）、21人以上25人以下の評議員をもって組織する。
- ウ 評議員の任期は3年（定款）

2 理事会、監事、評議員会の牽制関係

(1) 兼任禁止

監事は、理事・評議員・職員を兼ねてはならない（更生保護事業法）、理事は監事・評議員を兼ねることができない（定款）。

(2) 選任

- ア 理事・監事は評議員会の議決により理事長が委嘱する（定款）
- イ 評議員は理事会の議決により理事長が委嘱する（定款）

(3) 理事の業務執行に対する牽制

ア 監事

- ① 理事の業務執行状況の監査
- ② 財産の状況の監査
- ③ 不正違反の事実を発見した場合評議員会に報告
- ④ ①及び②について理事長に意見を述べる（以上更生保護事業法）

イ 評議員会

業務執行状況・財産の状況について役員（理事・監事）に意見を述べる、諮問に答える、報告を求める（更生保護事業法）

(4) 重要な事項に対する議決

- 事業計画・収支予算の作成、○事業成績書・収支決算書・貸借対照表等の作成
- 定款の変更、○法人の解散・残余財産の帰属、○法人の合併は、理事会の3分の2以上の議決かつ評議員会の議決を経る。

3 会計

(1) 会計原則（更生保護事業会計基準）

- 予算主義
- 複式簿記
- 正規の簿記の方法（網羅性、立証性、秩序性）

(2) 牽制（上記2（4）再掲：評議員会の議決等）

(3) 経理規程に基づく適正な処理（経理責任者は施設長、金銭出納は会計責任者（事務職員）が担う。個別の取引は施設長が決済を行う。毎月試算表・貸借対照表を理事長に提出する。等）

(4) 所轄庁の監督（財産状況の報告、所轄庁の立ち入り検査、改善命令等）

II 入所者に対する処遇、保護観察対象者に対する指導監督に関するもの

1 処遇の基本理念（更生保護事業法）

- 人権に十分配慮
- 処遇の計画を立て、常に被保護者の心身の状況、生活環境の推移等を把握し、その者の状況に応じた適切な保護を実施すること
- 自助の責任の自覚を促し、社会生活に適応するための必要な能力を会得させるとともに、特に保護観察に付されている者に対しては、遵守すべき事項を守るよう適切な補導を行うこと。

2 被保護者の改善更生のための指導（更生保護施設における処遇の基準等に関する規則）

- 読書指導、教養講座の開催等により教養を高めること
- 就労意欲の喚起その他の方法により就労確保を支援すること
- 浪費を慎み、金品を適切に使用し、または貯蓄するよう指導すること
- 親族との融和を図るなど生活環境の改善調整を図ること

3 指導の留意点（更生保護施設における処遇の基準等に関する規則）

- 秘密の保持
- 観察所など関係機関との連携

4 宿泊・食事の提供等（更生保護施設における処遇の基準等に関する規則）

- 被保護者の特性に応じた居室の指定
- 食事は、1週間ごとに献立表を掲示し、衛生的に調理され、栄養豊富で味覚豊かなものを、原則として更生保護施設内で給与
- 週3回以上の入浴
- 洗濯、整頓等を行わせること、食器の洗浄殺菌、食堂洗面所などの消毒等の衛生管理
- 健康増進及び医療体制の備え
- レクリエーションの機会の提供
- 金品の適正な保管、改善更生に資する金品の給与貸与
- 感染症発生時の応急適切な措置、災害予防の訓練

5 施設の基準（更生保護施設における処遇の基準等に関する規則）

- 事務室、相談室、居室、食堂、調理室、洗面所、洗濯室、浴室、便所、集会室、レクリエーション室、宿直室・職員宿舎
- 居室の定員は4人以下、1人当たり3.3㎡以上。
- 洗面所・便所は定員の5分の1以上が同時に使用できるよう設置
- 採光・換気・衛生、退避通路の確保、消火用具の備え

6 幹部職員の必置（更生保護施設における処遇の基準等に関する規則）

- 施設長（事業執行の総括責任者）を置くこと。施設長の要件は①犯罪非行前歴のある者の更生保護事業に2年以上従事、②警察、検察、裁判、矯正、教育、社会福祉の業務に5年以上従事、又は③管理職に10年以上従事。
- 補導主任（被保護者の生活指導・相談の責任者）を置くこと。補導主任の要件は、①教育学・心理学・更生保護に関係のある学科について相当な教養を有し、犯罪非行前歴者の更生保護実務に2年以上従事、②警察、検察、裁判、矯正関係の公務員として処遇に5年以上従事、又は③教員・ケースワーカーとして10年以上従事

III 国の委託事業の受託（刑務所出所者等のうち保護を必要とする者に宿泊等を提供）に関するもの

- 1 委託の枠組み
更生保護法

(応急の救護)

第62条 保護観察所長は、保護観察対象者が、医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、改善更生が妨げられるおそれがある場合は、衛生福祉機関等から必要な救護を得られるよう、これを援護しなければならない。

2 前項の救護で必要な応急の救護が得られない場合は、保護観察所長は予算の範囲内で自ら救護を行う。

3 前項は、更生保護事業を営む者等に委託して行うことができる。

4 救護は保護観察対象者の自助の責任を損なわないよう配慮

(更生緊急保護)

第85条 満期釈放者、起訴猶予者、保護観察に付されない執行猶予者等(更生緊急保護対象者)が身体の拘束を解かれた後、親族の援助、衛生福祉機関等から医療、宿泊、職業等の保護を受けられないため改善更生することができない場合、緊急に、金品の給与貸与、宿泊場所の供与、宿泊場所への帰住・医療療養・就職・教養訓練の支援、職業の補導、生活指導、生活環境の改善調整を行うことにより、改善更生を保護

3 更生緊急保護は、保護観察所長が自ら行う又は更生保護事業者等に委託して行う。

4 身体の拘束の解かれた後、6月の範囲で行い、特に必要な場合はさらに6月の範囲で行う。

2 更生保護施設委託の費用の支弁(清心寮(1級地、定員20人以上)の場合)その他

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 補導援護(生活自立、改善更生の支援) | 1人1日149円 |
| (2) 宿泊供与 | 1人1日758円 |
| (3) 食事付宿泊供与 | 1人1日2,048円 |
| (4) 委託事務費 | 1人1日4,896円 |
| (5) 特定累計加算(薬物2入以上、性犯罪、放火、無期、暴力的非行) | |
| | 開始から30日間 1人1日2,300円 |
| | 31日~45日 1人1日1,550円 |
| (6) 高齢障害者の特別処遇(福祉につなぐ等の支援) | |
| ア 上記の費用以外に、専門職員人件費分(月額529,449円) | |
| イ 宿日直業務補助賃金職員配置経費(日額5,995円(年間限度日数あり)) | |
| ウ 生活介助等補助賃金職員配置経費(日額1,071円(年間限度日数あり)) | |
| (7) 委託終了かつ保護観察等が終了した者などに対し生活相談支援を行う経費 | |
| 1回につき | 1,000円 |

3 上記の内容を確保するための対応例

- (1) 食事供与の対象者：朝食及び夕食を提供。昼食及び日曜祝祭日は食事を提供しない。
提供しない朝食分200円、昼食分400円、夕食分600円を現金で支給する。
食事は、専門食材業者の献立に基づき調理し、ご飯はおかわり自由としている。
- (2) 入浴：毎日（夏季はシャワーのみ）
- (3) 洗濯機・乾燥機は無料で使用できる（洗剤は当初に1箱給付）
- (4) 行政手続き、就労、生活保護、退所先の確保の支援をマンツーマンで実施
- (5) 保護観察所の定めた遵守事項の遵守指導、日課報告の提出指導、金銭管理、身の回りの整理整頓、飲酒の禁止、生活自立・再犯防止に資する各種行事の実施などの指導援助

4 保護司として

上記の受託と併せて、保護司として、①入所者に対する保護観察、②入所希望者に対する生活環境調整を実施している。そのため、当寮の職員のうち少なくとも一人は、法務大臣から保護司を委託されている（現在、施設長など5人が保護司である。）。

更生保護法

第32条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、……地方更生保護委員会及び保護観察所の所掌事務に従事するものとする

第61条 保護観察における指導監督及び補導援護は、…保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。※第82条の「受刑者等についての釈放後の住居、就業先その他の生活環境調整」についても、第61条の準用規程がある。

清心寮におけるコンプライアンス活動

